

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	非木造建築物耐震化支援業務委託について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：都市計画部 地域整備課）

事業の概要

事業名	非木造建築物耐震化支援業務委託
担当課	都市計画部地域整備課
目的	区内の耐震化率の向上には、木造住宅とともに非木造建築物の耐震化も重要である。耐震化の実施に向けたアドバイザー業務と簡易耐震診断を区が実施することにより、非木造建築物の耐震化を進めるため。
対象者	区内に存する昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された非木造建築物の所有者等 (住宅、特定建築物、緊急輸送道路沿道特定建築物)
事業内容	<p>上記目的を達成するために、対象建築物の所有者より申し込みを受け、耐震に関する相談や区分所有者間の合意形成を円滑にするため、アドバイザーを現地に派遣する。また、所有者からの依頼に基づき、同アドバイザーにより簡易耐震診断を実施する。</p> <p>非木造建築物の耐震化は、構造に関する専門知識が必要になること、区分所有者間の合意形成には専門的な知識や経験をもとにした情報提供が欠かせないことから、耐震化の実績を持つ専門の機関に業務を委託する。</p> <p>この業務委託にあたり、申込書及びヒアリングにて取得した個人情報をご委託業者に送り、アドバイザー業務と簡易耐震診断を実施するものである。</p> <p>○実績件数</p> <p>H21年度 アドバイザー58件、簡易耐震診断32件</p> <p>H22年度（12月現在）アドバイザー40件、簡易耐震診断24件</p>

件名 非木造建築物耐震化支援業務委託について

保有課(担当課)	地域整備課
登録業務の名称	非木造建築物耐震化支援業務委託
委託先	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	提供する項目: 申込者の氏名、住所、電話番号、建物所在地、建物概要等 収集させる項目: 延べ床面積、用途、構造、規模、平面図、建築物写真
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	区内の耐震化率向上の為、非木造建築物へのアドバイザー派遣・簡易耐震診断等の業務を委託し、区民に対する適切な支援を行い、もって区民の不安解消や減災社会の実現を目指すことを目的とする。
委託の内容	(1)アドバイザー業務 耐震に関する診断・評価、区分所有者間の合意形成等の相談に応じるアドバイザーを現地へ派遣する。1建築物に対し、5回以内とする。 (2)簡易耐震診断 建築・構造・設備に関する知識・技能を有する者で構成されたチームを現地に派遣し、簡易耐震診断を行う。
委託の開始時期及び期限	平成23年 4月 1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、委託に当たり提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫等に保管する。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。